

業種追加の検討「動物愛護団体」について

1. 現状

(1) 法制度（主な関連条文等）

○ 動物愛護管理法（抜粋）

（動物取扱業の登録）

第10条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節及び次節において同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物とのふれあいの機会の提供を含む。次項において同じ。））その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下「動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節、第二十五条第一項及び第二項並びに第四節において同じ。）の登録を受けなければならない。

(2) 規制を受ける業種（現状の概要）

業種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（その取次ぎ又は代理を含む）	○小売業者 ○卸売業者 ○販売目的の繁殖又は輸入を行う業者 ○露天等における販売のための動物の飼養業者 ○飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者
保管	<u>保管を目的に顧客の動物を預かる業</u>	○ペットホテル業者 ○美容業者（動物を預かる場合） ○ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	○ペットレンタル業者 ○映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり、訓練を行う業	○動物の訓練・調教業者 ○出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	○動物園 ○水族館 ○移動動物園 ○動物サーカス ○動物ふれあいテーマパーク ○乗馬施設・アニマルセラピー業者（「ふれあい」を目的とする場合）

※ 実験動物・産業動物を除く、哺乳類、鳥類、爬虫類が対象。

2. 主な論点

- (1) 動物愛護団体を動物取扱業として規制することが適当か。
- (2) 仮に規制する場合、現行の「保管業」の範疇に入れるのか、あらたなカテゴリーとして「譲渡業」等とするのか。
- (3) 仮に規制する場合、現行の登録制とするのか、あらたなカテゴリーとして届出制等とするのか。
- (4) 施行までの経過期間は必要か。その場合の期間はどのくらいか。

3. 問題点等

(1) 規制する際の主なメリット

- ・ 動物愛護団体としての社会的認知度や信頼性を高める。
- ・ 動物取扱責任者の研修会等に参加することにより現状以上の知識等を得ることができる。
- ・ 劣悪飼育等を行っている愛護団体に対して、法律に基づく勧告・命令等の行政措置が可能となる。

(2) 規制する際の主なデメリット

- ・ 団体の住所氏名（名称）が公開されることにより、団体に対する犬猫等の引き取り依頼や団体の敷地内等への捨て犬猫等が増加する懸念がある。

4. 主な意見

- ・ 愛護団体（ボランティア活動家）については、業者と同じ基準ではなく、別枠での基準を設定していただきたいと考える。
- ・ 団体の住所氏名（名称）が公開されることによる犬猫等の引き取り依頼増の懸念に対する対策が必要と考える。

5. その他関連資料（別添添付）

- ・ 犬又は猫等の譲渡実施要綱（東京都の要綱）（別添1）

(昭和 55 年 4 月 1 日 55 環衛獣第 8 号)
平成 9 年 4 月 1 日 8 衛生獣第 681 号
平成 14 年 4 月 1 日 14 健地衛第 6 号
平成 16 年 8 月 2 日 16 健地政第 384 号
平成 18 年 9 月 14 日 18 福保健衛第 528 号
平成 20 年 4 月 1 日 19 福保健健第 1679 号

第 1 事業の目的

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成 18 年東京都条例第 4 号。以下「条例」という。）第 25 条の規定により、犬又は猫等の譲渡を行うことにより、都民の動物愛護精神の高揚及び動物の適正な飼養管理の普及啓発を図ることを目的とする。

第 2 実施主体

動物愛護相談センターにおいて実施するものとする。

第 3 譲渡の対象者

譲渡の対象者は、飼養を希望する者のうち、関連する法令等の規定を遵守することができると思われる者とする。

第 4 対象動物

譲渡の対象動物は、引き取り又は収容し、かつ、処分することができる犬又は猫等とする。

第 5 実施方法

実施に当たって必要な事項は、健康安全部長の承認を得て、動物愛護相談センター所長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

犬又は猫等の譲渡実施細目

第1 趣旨

この細目は、犬又は猫等の譲渡実施要綱（昭和55年4月1日付55衛環獣第8号、以下「要綱」という。）第5の規定に基づき、東京都動物愛護相談センター（以下「センター」という。）における譲渡の円滑かつ適正な実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 譲渡対象者

譲渡対象者は、譲渡を希望するものであって、譲渡動物を適正に終生飼養ができる個人（以下「個人譲渡対象者」という。）及び東京都の実施する譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体（個人活動者を含む。以下「譲渡対象団体」という。）とする。

1 個人譲渡対象者

個人譲渡対象者は、要綱第3の規定及び別表第1-1に示す譲渡対象者の基準に適合する者とする。

2 譲渡対象団体

(1) 譲渡対象団体は、要綱第3の規定及び別表第1-2に示す譲渡対象団体の基準に適合するものとして、センター所長が作成する譲渡対象団体名簿に登録された団体とする。

(2) 登録を受けようとする団体は申請書（別記第1号様式）、誓約書（別記第2号様式）及び別表第2の書類を提出して申請するものとする。

(3) センター所長は、申請のあった団体について、譲渡対象団体の基準への適合について審査し、適合する場合には名簿に登録する。審査に当たって必要な場合は、現地調査等を行う。

(4) 審査の結果は、速やかに申請者に通知する。

第3 譲渡対象動物

1 個人譲渡対象動物

要綱第4で規定する動物のうち、別表第3-1に掲げる譲渡動物選定基準に適合する動物とする。

2 団体譲渡対象動物

要綱第4で規定する動物のうち、別表第3-2に掲げる譲渡動物選定基準に適合する動物とする。

第4 動物の譲渡

1 個人譲渡対象者に対する譲渡

センター所長は、個人譲渡対象者から譲渡を求められたときは、犬、猫等の譲渡申請書（東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第9号様式）を提出させ、譲渡動物の飼養管理に必要な事項を指導するとともに、譲渡を受けるに当たっての誓約書（別記第3号様式）を提出させる。

2 譲渡対象団体に対する譲渡

センター所長は、犬、猫等の譲渡申請書（東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第9号様式）を提出させ、譲渡動物の飼養管理に必要な事項を指導し、適正な取扱いを遵守させるものとする。

第5 譲渡後の指導及び調査

1 個人譲渡者への指導及び調査

センター所長は、第4の1により犬の譲渡を受けた者に対して、必要に応じてしつけ方教室等を受講させることにより適正飼養の徹底を図るとともに、譲渡後の動物の飼養管理状況等に

関し、別紙1の事項について調査を行う

2 新たな飼い主が決まった場合の譲渡対象団体への指導

センター所長は、動物が譲渡対象団体から新たな飼い主に譲渡された場合は、譲渡対象団体譲渡報告書（別記第4号様式）を速やかに提出させるものとする。

第6 譲渡対象団体に対する調査等

第2-2で規定する譲渡対象団体に対して、必要に応じて現地調査・確認を行い、基準に適合しなくなったものについては、不適理由を明示し、譲渡対象団体名簿から登録を抹消するものとする。

附則

この細目は、昭和55年7月1日から施行する。

附則

この細目は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この細目は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この細目は、平成9年6月1日から施行する。

附則

この細目は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この細目は、平成15年5月15日から施行する。

附則

この細目は、平成20年1月1日から施行する。

別表第1-2 (第2の2関係)

譲渡対象団体の基準

・団体・

- 1 東京都の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体であること。
- 2 動物愛護精神の高揚及び適正飼養の普及啓発を目的とした規約をもって活動を行うこと。
- 3 活動実績及び活動趣意がセンターの実施する譲渡事業の趣旨と合っていること。
- 4 団体の所在地が都内の場合は、譲渡事業すべての任に当たる成人の代表者がいること。
- 5 団体の所在地が都外の場合は、都内在住の成人会員からセンターからの譲渡事業すべての任に当たる責任者を選出し、連絡窓口となる活動拠点をつくること。
- 6 代表者又は責任者、新たな飼い主が決まるまで動物を飼養する会員（以下「一時飼養会員」という。）は、センターの実施する譲渡事前講習会、譲渡時講習会を受講していること。ただし、センターでの受講が困難な一時飼養会員については代表者又は責任者による講習会の実施に代えることができる。
- 7 代表者又は責任者は、センターから動物を譲り受ける日にセンターに行けない場合には譲渡代理人*1を役員及び一時飼養会員から選出し、譲渡代理人が動物を引き出すことができる。譲渡代理人を選出する場合は、その名簿をセンターに提出すること。
譲渡代理人はセンターの実施する譲渡事前講習会、譲渡時講習会を受講していること。
- 8 誓約書（別記第2号様式）の内容を理解し遵守できること。
- 9 譲渡対象団体の遵守事項（別添1）の内容を理解し遵守できること。
- 10 譲渡動物の譲渡先として団体名等をセンターが公表することに同意できること。
- 11 その他、センター所長が必要と認める要件を満たしていること。

*1 譲渡代理人：引き出す日を決め、実際に引き出す人

・個人活動者・

- 1 東京都の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う個人であること。
- 2 動物愛護精神の高揚及び適正飼養の普及啓発を目的として活動を行うこと。
- 3 活動実績及び活動計画がセンターの趣旨と合っていること。
- 4 都内に在住する成人であること
- 5 センターが実施する譲渡事前講習会、譲渡時講習会を受講していること。
- 6 誓約書（別記第2号様式）の内容を理解し遵守できること。
- 7 譲渡対象団体の遵守事項（別添1）の内容を理解し遵守できること。
- 8 譲渡動物について、当該動物の譲渡先として氏名又は活動拠点の市区町村を公表できること。
- 9 その他、センター所長が必要と認める要件を満たしていること。

団体の活動に関する報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 規約や一時飼養会員等の内容に追加、変更があった場合には、速やかに届け出ること。 2 新たな飼い主へ譲渡した場合は、速やかに譲渡報告書（別記第4号様式）を提出すること。 3 前年度分の活動報告書（別記第5号様式）及び譲渡動物現状報告書（別記第6号様式）を毎年5月に、提出すること。 4 譲渡時にセンターに代わって講習を実施した場合には講習実施連絡表（別記第7号様式）に記録し、毎年5月に活動報告書とともに提出すること。 5 前記1、3、4は本所飼養管理係に、2については譲渡を受けた支所等に届け出ること。
センターからの譲渡動物	センターから譲渡を受けた動物について台帳等により個体記録管理すること。
一時飼養	<ol style="list-style-type: none"> 1 代表者又は責任者は各一時飼養場所での飼養可能頭数を超えないように管理すること。 2 一時飼養者は動物を適正に一時飼養でき、かつ多頭飼育等で苦情の原因になる事態を生じさせることがないこと。代表者又は責任者は苦情等があった場合にはセンターに知らせること。 3 成犬の譲渡を受けた場合、譲渡を受けた日から30日以内に、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施し、センターに報告すること（ただし、狂犬病予防注射済であることが明らかな場合を除く。）。 4 子犬の譲渡を受けた場合、推定年齢で生後90日を経過した日から30日以内に、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施すること。
新たな飼い主への譲渡	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の譲渡対象団体への再譲渡は行わないこと。 2 新たな飼い主に、センターが実施する譲渡時講習会を受講させること。 ただし、次の各号すべてを満たす場合は、センターが実施する講習会に代えて当該譲渡対象団体が講習を実施することができる。 (1) センターで実施している講習会の趣旨に沿った講習会と同程度の講習を実施できること。 (2) 講師は、センターが実施した譲渡事前講習会、譲渡時講習会を受講している者で、センターが毎年実施する譲渡対象団体研修会に出席しているものであること。 (3) 講習の実施については、記録すること。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 代表者又は責任者はセンターが毎年実施する譲渡対象団体研修会に出席すること。 2 センターが実施する指導、調査及び事業等に協力すること。 3 東京都の譲渡事業に誤解を招く又は支障をきたす行為は行わないこと。